

# 立山町地域防災計画

案

立山町防災会議

# 第 1 編 総 則

## 第1節 計画の目的

### 第1 計画の目的

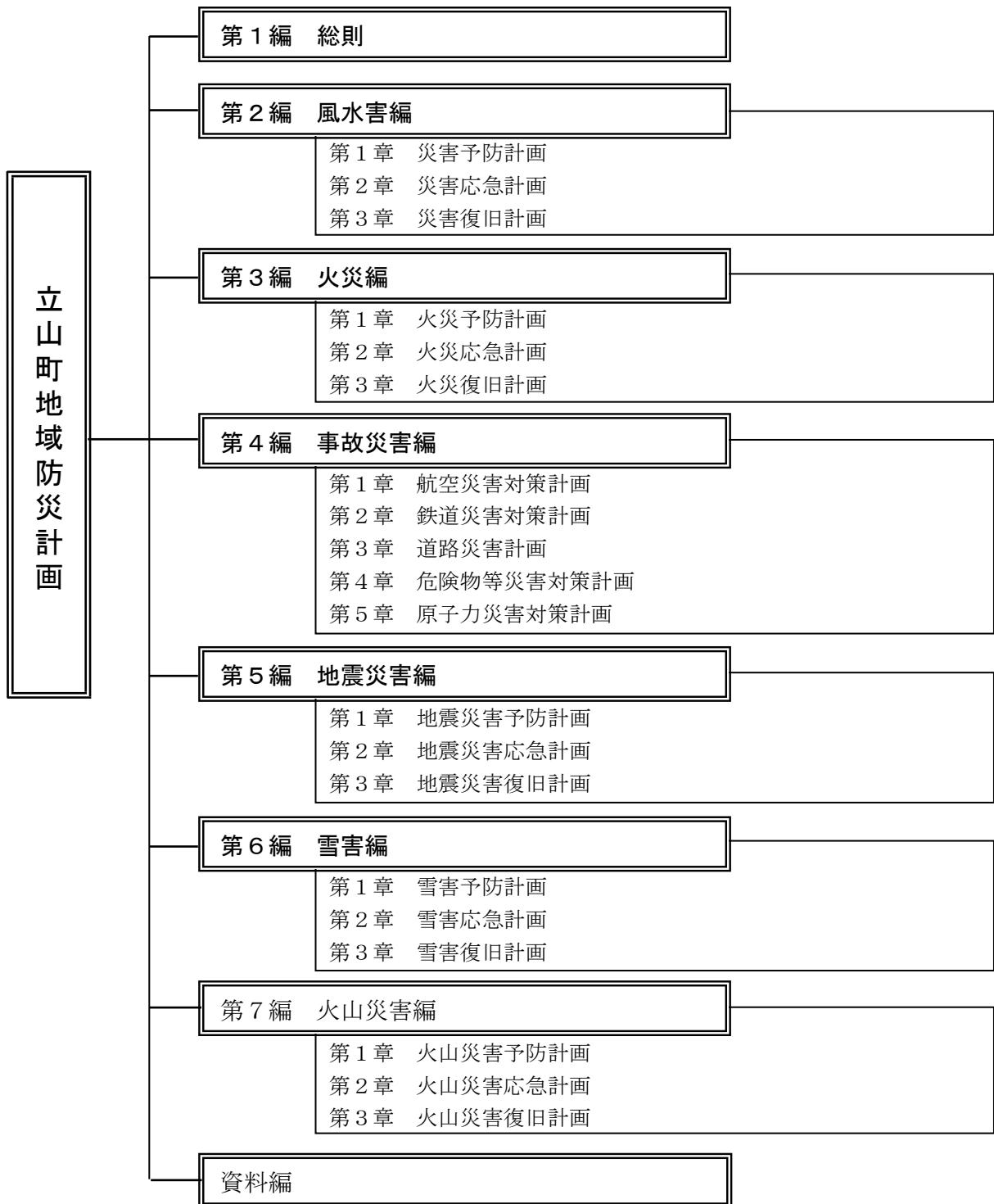
立山町地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき町防災会議が作成する計画であって、立山町、富山県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、地域並びに住民の生命及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する災害対策基本法施行令第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

### 第2 計画の構成

この計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編総則に続いて、第2編風水害編、第3編火災編、第4編事故災害編、第5編地震災害編、第6編雪害編、第7編火山災害編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、本計画に必要な関係資料・様式集をまとめた資料編を別編として構成した。

## ■ 計画の構成



## 第 7 編 火山災害編

＜参考＞ 立山町地域防災計画 火山対策編 目次

第1章	火山災害予防計画	1
第1節	弥陀ヶ原火山の概要	1
第1	弥陀ヶ原火山の概況	1
第2	火山ガスの噴出	1
第3	想定される火山現象	2
第2節	弥陀ヶ原火山防災協議会等	2
第1	火山災害警戒地域	2
第2	火山防災協議会	2
第3	避難計画等の策定	3
第4	防災知識の普及	3
第5	火山観測体制（気象庁）	3
第3節	防災活動体制の整備	4
第1	通信連絡体制の整備	4
第2	航空防災体制の強化	4
第3	相互応援体制の整備	4
第4節	救援・救護体制の整備	4
第1	救助・救急体制の整備	4
第2	相互応援体制の整備	4
第3	緊急避難場所・避難所の確保	5
第4	避難促進施設の指定等	5
第5	避難確保計画の作成	5
第5節	防災訓練の充実	5
第1	防災訓練の実施	5
第2	実践的な訓練の実施と事後評価	5

第2章	火山災害応急計画 .....	6
第1節	予警報の伝達 .....	6
第1	警報・予報の種類及び発表基準 .....	6
第2	火山現象に関する情報等（気象庁） .....	8
第3	噴火警報・予報等の伝達 .....	9
第2節	情報の収集・伝達 .....	11
第1	異常現象発見者の通報義務 .....	11
第2	通報を要する異常現象 .....	12
第3	被害状況等の収集・伝達活動 .....	12
第4	通信連絡体制 .....	12
第5	広報及び広聴活動 .....	13
第3節	応急活動体制 .....	13
第1	県の活動体制 .....	13
第2	町の活動体制 .....	14
第4節	広域応援要請 .....	14
第5節	救助・救急活動 .....	14
第6節	医療救護活動 .....	14
第7節	避難活動 .....	15
第1	避難の勧告または指示等 .....	15
第2	避難施設、その他の場所及び避難路 .....	15
第3	避難誘導 .....	15
第4	警戒区域の設定等 .....	16
第5	避難施設等の運用 .....	16
第6	要配慮者への援護 .....	16
第8節	輸送車両、船舶、航空機の確保 .....	16
第9節	行方不明者の捜索 .....	16

第10節 遺体の捜索、処理及び埋葬 .....	17
第11節 二次災害等の防止活動 .....	17
第3章 火山災害復旧計画 .....	18
第1節 住民生活安定のための緊急対策 .....	18
第2節 激甚災害の指定 .....	18
第3節 公共土木施設の災害復旧計画 .....	18



# 第1章 火山災害予防計画

## 第1節 弥陀ヶ原火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。

日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山（立山火山と呼ばれることがある）は活火山とされている。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。弥陀ヶ原火山は、年間100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

### 第1 弥陀ヶ原火山の概況

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第1章 計画の基本的事項 2. (1) 弥陀ヶ原火山の概要」(P1)及び「第1章 4. 噴火シナリオと避難計画」(P6～P7)のとおり。

### 第2 火山ガスの噴出

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成24年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

### 第3 想定される火山現象

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第1章 計画の基本的事項 3. (2) 計画の対象となる火山現象」(P4)のとおり。

## 第2節 弥陀ヶ原火山防災協議会等

### 第1 火山災害警戒地域

内閣総理大臣は、活動火山対策措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。

火山名	火山災害警戒地域	
	県	市町
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町

### 第2 火山防災協議会

警戒地域をその区域に含む県及び市町は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会を設置するものとする。なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な者を構成員に加える。

さらに、火山専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- ・ 弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- ・ 富山県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・ 富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・ 上記に掲げるもののほか、弥陀ヶ原火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項
- ・ その他必要と認められる事項

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 1. 協議会の構成機関の役割」(P11～P12)のとおり。

### 第3 避難計画等の策定

弥陀ヶ原火山防災協議会における共同検討などを通じて、町は、噴火シナリオや弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。

また、噴火警戒レベルの設定を踏まえ、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定するとともに、次の事項について立山町地域防災計画に位置づけるものとする。

- ・ 火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
- ・ 火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
- ・ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項
- ・ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ・ 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- ・ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- ・ 救助に関する事項
- ・ その他必要な警戒避難体制に関する事項

### 第4 防災知識の普及

県及び町は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修等の実施により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。また、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、登山を計画する者に対し、登山届等の積極的な提出について周知・啓発を図るものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第5章 平常時からの防災啓発と訓練 1. 防災啓発と学校等での防災教育」(P34)のとおり。

### 第5 火山観測体制(気象庁)

弥陀ヶ原火山における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。

※火山性地震・・・マグマの動きや熱水の活動等に関連して、火山体の中やその周辺で発生する地震

※火山性微動・・・火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いもの

観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計

炎高山	地震計
立山芦峯小学校	監視カメラ
紺屋橋上部	G N S S

(参考) 火山の機動観測について

気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。調査観測は、火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第1章 計画の基本的事項 2. (2) 監視観測体制等」(P2)のとおり。

### 第3節 防災活動体制の整備

#### 第1 通信連絡体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」(p55)によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るため、被災者に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図る。

#### 第2 航空防災体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化」(p59)に定める内容を準用する。

#### 第3 相互応援体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第7 相互応援体制の整備」(p60)に定める内容を準用する。

### 第4節 救援・救護体制の整備

#### 第1 救助・救急体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」(p61)に定める内容を準用する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 5. 救助体制の構築」(P24)のとおり。

#### 第2 相互応援体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」(p62)に定める内容を準用する。

### 第3 緊急避難場所・避難所の確保

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 避難場所・避難道路の確保」(p64)及び「同 2 町の避難計画」(p65)に定める内容を準用する。

### 第4 避難促進施設の指定等

突発的な噴火が発生した場合や、噴石の飛散等により、緊急下山することがかえって危険な場合、火口近傍や警戒地域内に位置する施設は、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。

そのため、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、下記の施設を活火山法6条第1項第5号の規定により「避難促進施設」として指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 4. (4) 避難促進施設」(P20)のとおり。

【資料：12-5-2 避難促進施設】

### 第5 避難確保計画の作成

避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表を行うものとする。また、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画の実効性や実施した避難訓練の状況などについて、町に報告するものとする。

町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。県は、火山防災対策として町が行う安全施設等の整備に対し必要な支援を行うものとする。

## 第5節 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第5章 平常時からの防災啓発と訓練 2. 防災訓練」(P34)のとおり。

### 第1 防災訓練の実施

県、町、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

### 第2 実践的な訓練の実施と事後評価

- 1 県、町及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

## 第2章 火山災害応急計画

火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、町及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び観光客や登山者等への周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護活動を行うものとする。

### 第1節 予警報の伝達

#### 第1 警報・予報の種類及び発表基準

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第1章 計画の基本的事項 6. 噴火警戒レベル」(P9)及び「第2章 事前対策 3. (1) 火山に関する情報の収集と整理」(P16)のとおり。

##### 1 噴火警報・予報

###### (1) 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

###### (2) 噴火予報

気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

###### (3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範

困」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。


なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、町は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

令和元年5月30日運用開始

## 弥陀ヶ原の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (色コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。  <b>過去事例</b> 過去1万年以内になし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。  <b>過去事例</b> 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	●地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ●噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。  <b>過去事例</b> 1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	●地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。  <b>過去事例</b> 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。 ●火山性地震が時折発生。 ●地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。  
注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を撞いて飛散する噴石をさす。  
注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。  
最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。  
※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。  
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。https://www.jma.go.jp/jma/index.html



令和元年5月

## 2 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

### (1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

### (2) 降灰予報（速報）

- ・火山近傍にいる人が、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとることができるように発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について噴火後5～10分程度で発表する。

### (3) 降灰予報（詳細）

- ・火山から離れた地域の住民も含め、降灰最に応じた適切な対応行動をとることができるように発表する。
- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、精度の高い降灰予測計算を行って、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻について噴火発生から20～30分程度で発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

## 3 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。

## 第2 火山現象に関する情報等（気象庁）

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 3. (1) 火山に関する情報の収集と整理」(P16) のとおり



## 1 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

## 2 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。観光客や登山者、周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。

なお、以下の場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下の通りである。

火山名 ○○山噴火速報 平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **見出し** <○○山で噴火が発生>  ** (本文) ** ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分 噴火が発生しました。
--

## 3 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

## 4 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

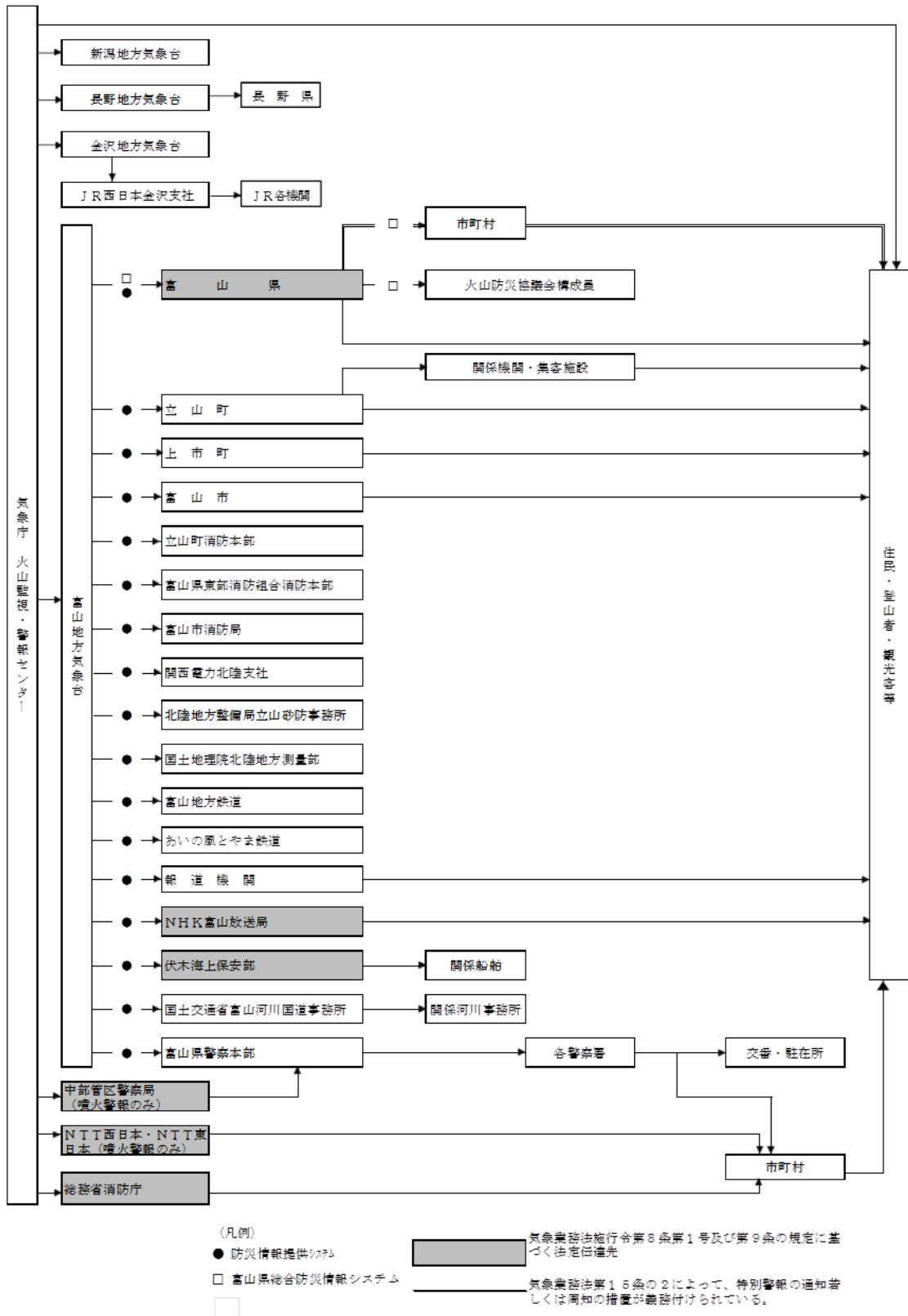
## 5 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

## 第3 噴火警報・予報等の伝達

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

# 噴火警報等伝達系統図



なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。

- ・噴火警報
- ・噴火予報
- ・降灰予報
- ・火山ガス予報
- ・火山の状況に関する解説情報（臨時）
- ・噴火速報
- ・火山活動解説資料（臨時）

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 3. (2) 情報伝達・共有」(P17) のとおり。

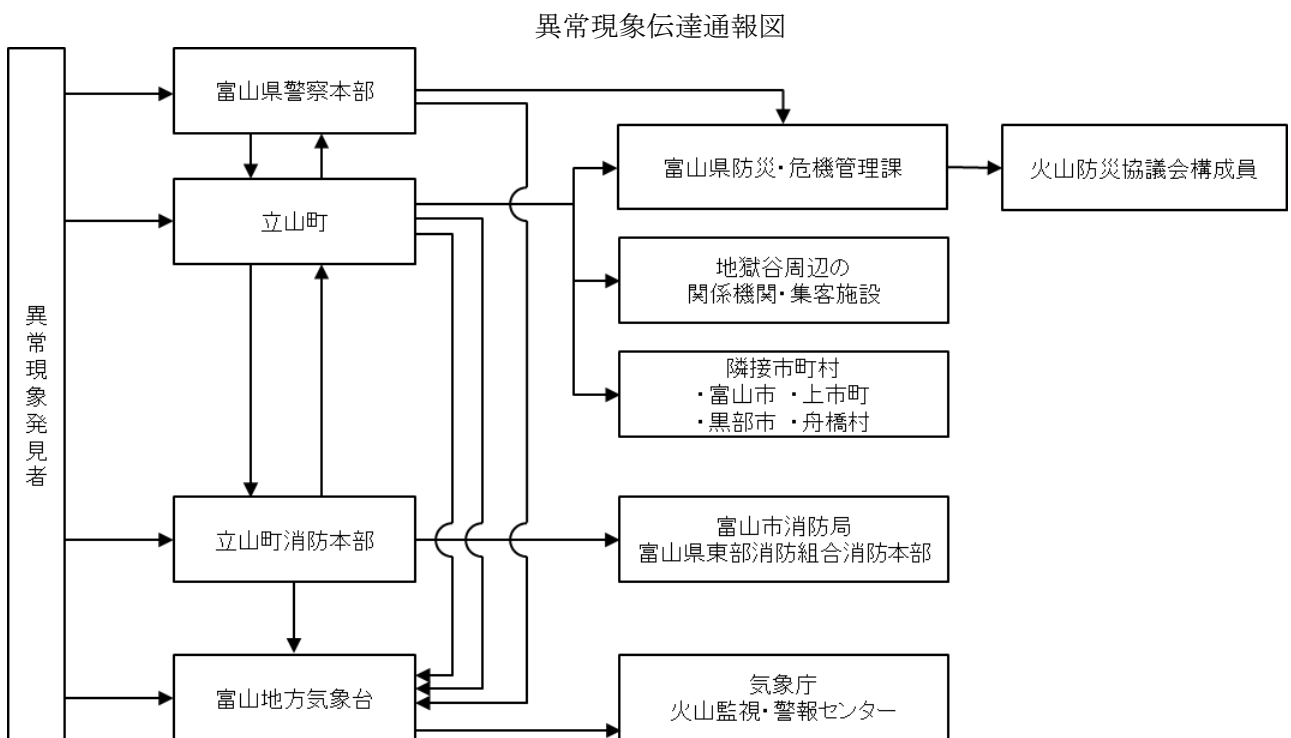
## 第2節 情報の収集・伝達

県、町及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令系統を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

### 第1 異常現象発見者の通報義務

弥陀ヶ原火山に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに立山町長、警察官、町消防本部のいずれかに通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。

通報を受けた立山町長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。



※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。

※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 3. (4) ①連絡系統図」(P18)のとおり。

## 第2 通報を要する異常現象

- 1 噴火(爆発、溶岩流、泥流、火砕流等)及びそれに伴う降灰等
- 2 火山地域での火映、鳴動の発生
- 3 火山地域での地震の群発
- 4 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化
- 5 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等
- 6 火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の異常等顕著な変化
- 7 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、あるいは移動及び草木の立枯れ等
- 8 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 3. (4) ②通報事項」(P18)のとおり。

## 第3 被害状況等の収集・伝達活動

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動」によるほか、弥陀ヶ原火山防災協議会構成員において情報の共有を図るものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 1. (1) 異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合 ②情報収集・伝達」(P26)、「第3章 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ②情報収集・伝達」(P26)、「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ②情報収集・伝達」(P28)及び「第3章 2. (2) 情報収集・伝達」(P32)のとおり。

## 第4 通信連絡体制

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達 第2 通信連絡体制」によるほか、山岳地においては情報の収集・伝達が困難になることを踏まえ、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話など多様な手段により、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 3. (3) 観光客等への情報伝達と手段」(P18)のとおり。

## 第5 広報及び広聴活動

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達 第3 広報及び広聴活動」によるほか、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報等を適切に提供するものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 3. (3) 観光客等への情報伝達と手段」(P18) および「巻末資料4 観光客・登山者等への広報内容」(P39) のとおり。

## 第3節 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、県、町、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、町及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 2. (1) 立山町の防災体制」(P13) のとおり。

### 第1 県の活動体制

職員の配備基準は、次の通りとする。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課 2～3名程度  主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度  事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。

第3 非常配備	① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたり。
------------	---	------------------------------------

## 第2 町の活動体制

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備 （準備体制）	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② その他必要により町長が命令したとき	総務課：防災担当職員  主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備 （警戒体制）	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② その他必要により町長が命令したとき	総務課：係長以上の職員 関係課：係長以上の職員  事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制
第3 非常配備 （非常体制）	① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② その他必要により町長が命令したとき	関係各課全員

## 第4節 広域応援要請

「第2編 風水害編 第2章 第7節 広域応援要請・被災者受入計画」（p131）に定める内容を準用する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 3. 広域避難」（P32）のとおり。

## 第5節 救助・救急活動

「第2編 風水害編 第2章 第8節 救助・救急活動」（p138）に定める内容を準用する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 4. （1）救助活動の体制（合同調整所の設置）」及び「第3章 4. （2）観光客・登山者等の救助活動」（P33）のとおり。

## 第6節 医療救護活動

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」(p140)に定める内容を準用する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 4. (3) 医療活動」(P33)のとおり。

## 第7節 避難活動

### 第1 避難の勧告または指示等

#### 1 一次避難

町長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を勧告又は指示するものとする。さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。なお、避難を勧告又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、町地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。

#### 2 二次避難等

町長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。この場合、町長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 4. (1) 噴火警戒レベルと避難勧告・指示等の発令基準」(P20)のとおり。

### 第2 避難場所及び避難路

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第2章 事前対策 4. (4) 避難促進施設」(P20)及び「第2章 4. (5) 避難対象地域と避難経路」(P20)のとおり。

### 第3 避難誘導

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第3 避難誘導」によるほか、町長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ③観光客・登山者等の避難誘導」(P26)、「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ③観光客・登山者等の避難誘導」(P28)及び「第3章 2. (3) 観光客・登山者等の緊急退避とその後の避難誘導」(P32)のとおり。

#### **第4 警戒区域の設定等**

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第2 警戒区域の設定等」によるほか、町長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ⑤火口周辺規制」(P27)及び「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ⑤入山規制」(P28～P29)「第3章 5. 災害対策基本法に基づく警戒区域」(P33)のとおり。

#### **第5 避難施設等の運用**

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第4 避難場所、避難道路の運用」によるほか、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ④避難促進施設による避難誘導」(P26)、「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ④避難促進施設による避難誘導」(P28)及び「第3章 2. (3) 観光客・登山者等の緊急退避とその後の避難誘導」(P32)のとおり。

#### **第6 要配慮者への援護**

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第6 要配慮者の安全確保」(p156)に定める内容を準用する。

### **第8節 輸送車両、船舶、航空機の確保**

「第2編 風水害編 第2章 第11節 第2 輸送手段の確保」によるほか、弥陀ヶ原火山周辺の交通施設の状況を踏まえ、立山有料道路を管理する富山県道路公社、立山駅から黒部湖駅に至る輸送手段を管理運営する立山黒部貫光(株)及び黒部ダム駅及び扇沢駅を管理する関西電力(株)黒四管理事務所が必要に応じて、協力を依頼する。

### **第9節 行方不明者の捜索**



「第2編 風水害編 第2章 第14節 第2 行方不明者の捜索」(p177)に定める内容を準用する。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 4. (2) 観光客・登山者等の救助活動」(P33)のとおり。

## 第10節 遺体の捜索、処理及び埋葬

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬」(p178)に定める内容を準用する。

## 第11節 二次災害等の防止活動

### 1 二次災害の防止

気象庁又は富山地方気象台は、二次災害防止のため、弥陀ヶ原火山における火山ガスの噴出や降灰など想定される状況等を発災後も常時観測し、火山に関する警報・予報等を速やかに発表するものとする。

### 2 風評被害の防止

県、町及び観光関係団体は、報道機関と連携し、自然に恵まれた景勝地である立山黒部アルペンルート並びにルート一帯にある観光資源、近傍の山小屋等、観光施設の被害状況を的確に把握し、災害応急対策の状況や復旧状況等を収集し、積極的に広報することにより、風評被害の未然防止に努めるとともに、速やかなイメージの回復を図るものとする。県及び町は正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の予兆が確認された場合には見解を公表し、風評被害の拡大・防止に努める。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画「第4章 緊急フェーズ後の対応 2. 風評被害対策」(P34)のとおり。

## 第3章 火山災害復旧計画

### 第1節 住民生活安定のための緊急対策

「第2編 風水害編 第3章 第1節 住民生活安定のための緊急対策」(p212)に定める内容を準用する。

### 第2節 激甚災害の指定

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定」(p224)に定める内容を準用する。

### 第3節 公共土木施設の災害復旧計画

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共土木施設の災害復旧計画」(p230)に定める内容を準用する。

—資料編— (p. 139 に追加)

12—5—2 避難促進施設 (23箇所)

令和元年〇月〇日現在

施設名称	区分	施設の所在地
みくりが池温泉	山小屋	中新川郡立山町室堂平
雷鳥荘	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺 125
雷鳥沢ヒュッテ	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺室堂
ロッジ立山連峰	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺
雷鳥沢野営場 (雷鳥沢休憩所)	キャンプ場	中新川郡立山町芦峯寺雷鳥平
ホテル立山	ホテル	中新川郡立山町芦峯寺室堂
立山室堂山荘	山小屋	中新川郡立山町室堂
天狗平山荘	山小屋	中新川郡立山町天狗平
立山高原ホテル	ホテル	中新川郡立山町天狗平
立山自然保護センター	博物館	中新川郡立山町芦峯寺
室堂ターミナル	停車場	中新川郡立山町芦峯寺
剣御前小舎	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺 55-2
一の越山荘	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺
雄山神社社務所	休憩施設	中新川郡立山町芦峯寺 峰一
大日小屋	山小屋	中新川郡上市町伊折
弥陀ヶ原ホテル	ホテル	中新川郡立山町芦峯寺弥陀ヶ原
国民宿舎天望立山荘	ホテル	中新川郡立山町弥陀ヶ原
大観峰駅	車両停車場	中新川郡立山町芦峯寺大観峰
内蔵助山荘	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺 32
剣沢小屋	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺 9
剣山荘	山小屋	中新川郡立山町芦峯寺 55
五色ヶ原山荘	山小屋	富山市原 五色ヶ原 有峰
黒部平駅	索道停留場	中新川郡立山町芦峯寺 黒部平